

労働者の権利！「年休」の完全取得を勝ち取ろう！！

3月23日、JR東海労新幹線地本は運輸所職場である東一運・東二運分会組合員の年休取得が問題になっていることについて、会社に対して緊急申し入れ（申25号）を行いました。

この間、運輸所の現場管理者は、年休が取得できないのは「要員が不足しているから。年休抽選番号が悪いから。臨時列車が多いから。」と言っています。このように年休の取得が困難な根本原因は「**要員の不足！**」に尽きるのです！

私たちJR東海労は以前から、「休日出勤が解消できない、年休が取れないのは現場の要員が足りないからだ！」と訴えてきました。そして、年休が申請日に発給されないのであれば、会社は「時季変更権」に基づいて発給可能な日を提示するべきだ！とも要求してきました。ところが、東京第一運輸所では、年休発給出来ないにもかかわらず、「時季変更権は使わない」などと、法令や本社回答にも矛盾することを言っています。

年休失効については、保存休暇に累積されることに誤魔化されず、**会社の時季変更**によって失効する年休については会社の責任において「**買い上げる**」のがあたり前ではないでしょうか！**年休は「有給休暇」**なのですから！

「年休」完全取得できる要員を！！ 失効する年休は「買い上げ」を！！

< 主な申し入れ内容 >

- ◆「勤務確定は5日前。今日はまだ年休が発給できるかどうかは分からない。」等という現場管理者の説明からすると、3月中に年休取得の可能性があると理解するが間違いはないか。
- ◆東一運及び東二運における今年度（2月末まで）年休取得状況について明らかにすること。
- ◆3月中に20日を超える年休を所持している全社員の年休を完全取得させること。
- ◆年休取得に関する考え方および時季変更権の行使について、会社の認識を明らかにすること。
- ◆東一運及び東二運において、年度内に全社員が年休20日間を完全取得できる要員を配置すること。
- ◆年休申請に対して、会社は年休を発給できない場合は「時季変更権」を行使する事ができるが、その場合は別に年休を発給できる日付けを本人に明示すること。
- ◆毎月25日の「翌月の勤務発表時」に、年休の発給の有無を明らかにすること。
- ◆年休を申請したにもかかわらず、会社の「時季変更権」の行使により年休を取得できずに失効した場合、当面の措置として失効した年休については会社の責任において買い上げること。

私たちJR東海労は組合員・社員の声を大事にします！一緒に声に出そう！！